

## 今期決算の改正論点

### — 3月決算直前の確認ポイント—

2020年3月27日

ひびき監査法人

ト部 陽士

2020年3月期に適用となる改正基準のうち、主たるものは以下のとおりである。

- 在外子会社等に関する会計処理
- 企業結合に関する会計基準及び、企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針
- 時価の算定に関する会計基準及び金融商品の時価等の開示に関する適用指針
- 開示府令の改正

#### 在外子会社等に関する会計処理

連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引について、親会社及び子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならない。しかし、従来から「当面の取扱い」として在外子会社の財務諸表が国際財務報告基準（以下「IFRS」という）又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、それらを連結決算手続上利用することができる。ただし一部の項目については、修正額に重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上修正を行わなければならないものとされてきた。

2018年9月14日及び2019年1月16日に改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」が公表されている（以下、それぞれ「2018年改正実務対応報告18号」、「2019年改正実務対応報告18号」という）。また、2018年改正実務対応報告18号に関連して、改正実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」が公表され、その修正項目および修正方法について更新がなされた。

2018年及び2019年の改正におけるポイントは、以下のとおりである。

1. 2018年改正実務対応報告18号では、「当面の取扱い」における修正が必要な項目として、在外子会社等において、IFRS第9号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合には、当該資本性金融商品の売却を行ったときに、連結決算手続上、取得原価と売却価額との差額を当期の損益として計上するよう修正することが追加されている。

当該変更は、2020年3月期の期首から求められる。また、持分法適用関連会社の取扱いについても同様の処理が必要となる。

項目	IFRS（在外子会社適用）	実務対応報告による修正
資本性金融商品	評価差額をその他の包括利益に計上（リサイクリングなし）	売却損益を当期の損益として計上（リサイクリングあり）

2. 2019年改正実務対応報告18号は新たな会計上の取扱いを示す改正でなく、2018年改正実務対応報告18号において、検討対象から除外されていたIFRS第16号「リース」について、修正項目として追加しないことが明記された。

ただし、表示及び注記については、2019年改正実務対応報告18号には規定されておらず、日本基準の連結財務諸表上のような開示を行うかについては、各社の実情に応じて適切に行う必要がある。表示及び注記で検討が必要と思われる項目は以下のとおりである。

表示及び注記	論点
貸借対照表	使用权資産・リース負債を貸借対照表上どのように表示するか。
キャッシュ・フロー計算書	リース料の元本（リース負債）の支払いについて、営業活動によるキャッシュ・フローに含めるか、財務活動によるキャッシュ・フローに含めるか。
未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のリース取引に係る未経過リース料を注記することとされているが、リース負債としてオンバランスされている場合、注記対象とするか。

以上を含め、IFRS又は米国会計基準に準拠して作成されている子会社の財務諸表で、重要性が乏しい場合を除き、修正が必要な項目は以下のとおりである。

- のれんの償却
- 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理
- 研究開発費の支出時費用処理
- 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価
- 資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整

**企業結合に関する会計基準及び、企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針**

2019年1月16日に改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準（以下、「改正企業結合会計基準」という）」及び改正企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（以下、「改正適用指針」という）」が公表された。

これまで、将来の業績に依存する条件付取得対価は追加的に交付される場合のみが定義されていたが、将来の業績等が目標に到達しないケースにおいては、売手が受け取った支払対価の一部を買手に返還する場合も含まれることが明記された。また、このようなケースの会計処理が明確にされていないが、追加的に交付または引渡しを行う場合と、基本的には同様の処理を行うことが示された。

2020年3月期において、改正企業結合会計基準を適用した結果、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計方針の変更として取扱う。また、2020年3月期の期首以降に実施される組織再編から将来にわたって適用され、適用前に実施された組織再編については従前の取扱いを継続する。

該当する事例は多くないと想定されるが、参考までに改正適用指針に掲載されている設例と併せて紹介を行う。

（設例）

**A. 対価の追加的な交付または引渡しが行われる場合の会計処理****① 前提条件**

X1年9月30日、A社(3月決算)及びB社(12月決算)は、A社がB社を株式交換により完全子会社化する(企業結合日はX2年4月1日)ことについて、それぞれの株主総会で承認を受けた。企業結合日において認識されたのれんの金額は50であった。

企業結合契約において、B社のX2年12月31日終了事業年度の経常利益が500を上回った場合には、A社はその時点の**時価相当額が100**となるA社株式をB社株主に対して追加で交付する条項が含まれている。

X3年3月31日にB社のX2年12月31日終了事業年度の経常利益は1,000となることが確実となったため、A社は旧B社株主に対してA社株式を追加交付することとなった。A社は、X3年4月中に当該株式を旧B社株主に対して追加交付した。なお、のれんの償却期間は10年とする。

## ② X3 年 3 月 31 日の A 社の連結財務諸表上の会計処理

(借) のれん	90	(貸) 未払金 (*1)	100
のれん償却	10		

(\*1) 株式発行時に払込資本へ振り替える。

A 社は、条件付取得対価の交付が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点(本例では経常利益が 1,000 となることが確実であり、条件であった 500 を上回ることが確実になった時点)で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんを追加的に認識する又は負ののれんを減額する(本例ではのれん 100 を計上)。追加的に認識する又は減額するのれん又は負ののれんは、企業結合日(X2 年 4 月 1 日)時点で認識又は減額されたものと仮定して計算し、追加認識又は減額する事業年度以前に対応する償却額は損益として処理する(第 47 項(1)参照)。

## B. 対価の返還が行われる場合の会計処理

## ① 前提条件

X1 年 9 月 30 日、A 社(3 月決算)は B 社(12 月決算)の株主と、A 社が現金を対価とする株式の取得により、B 社を完全子会社化することについて合意した(株式の譲渡日は X2 年 4 月 1 日)。企業結合日において認識されたのれんの金額は 150 であった。

株式譲渡契約において、取得対価の支払は X2 年 4 月 1 日に行われるものの、B 社の X2 年 12 月 31 日終了事業年度の経常利益が 1,000 を下回った場合には、A 社は B 社株主に支払った当初の取得対価の金額から 100 の返還を現金で受ける条項が含まれている。

X3 年 3 月 31 日に、B 社の X2 年 12 月 31 日終了事業年度の経常利益は 500 となることが確実となったため、A 社は旧 B 社株主から 100 の返還を受けることとなった。その後、A 社は X3 年 4 月中に 100 の返還を受けた。

なお、のれんの償却期間は 10 年とする。

## ② X3 年 3 月 31 日の A 社の連結財務諸表上の会計処理

(借) 未収入金	100	(貸) のれん	90
		のれん償却	10

A 社は、条件付取得対価の返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、返還される対価を取得原価から減額し、のれんを減額する又は負ののれんを追加的に認識する。

追加的に認識する又は減額するのれん又は負ののれんは、企業結合日(X2 年 4 月 1 日)時点で認識又は減額されたものと仮定して計算し、追加認識又は減額する事業年度以前に対応する償却額は損益として処理する(第 47 項(1)参照)。

## 時価の算定に関する会計基準及び金融商品の時価等の開示に関する適用指針

2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が公表された（以下、併せて「時価算定会計基準等」という）。また、併せて以下の会計基準・適用指針・実務指針等の改正が行われている。

- 棚卸資産の評価に関する会計基準
- 金融商品に関する会計基準
- 四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針
- 金融商品の時価等の開示に関する適用指針
- 外貨建取引等の会計処理に関する実務指針
- 金融商品会計に関する実務指針
- 金融商品会計に関するQ&A

### 1. 目的と基本的な方針

金融商品に関する会計基準等において、時価（公正な評価額）の算定が求められているものの、これまで算定方法に関する詳細なガイダンスは定められていなかった。一方、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めている。この度の時価算定会計基準等の公表は、これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるためである。

このため、IFRS第13号「公正価値測定」（以下、「IFRS13号」という）の定めが基本的には全て取り入れられている。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めている。

また、IFRS13号では公正価値という用語が用いられているが、時価算定会計基準等では時価という用語を用いている。これは、わが国における他の関連諸法規において時価という用語が広く用いられているためである。

### 2. 範囲

時価算定会計基準等の対象範囲は、金融商品に関する会計基準における金融商品と棚卸資産の評価に関する会計基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産とされている。このため、賃貸等不動産の時価の開示や、企業結合における取得原価の配分時などの金融商品以外の資産や負債の時価評価にあたっては、本会計基準は適用されない。

### 3. 時価算定会計基準等による主な影響

主な影響として以下の事項がある。

- その他有価証券の期末の貸借対照表価額に、期末前市場価格の1ヶ月平均価額の使用が認められない（ただし、その他有価証券の減損判定における著しい下落の判定において、1ヶ月平均価額を継続して使用することは認められる）。
- 時価の把握が困難と認められる有価証券の規定が廃止され、時価評価が必要となる（ただし、「市場価格のない株式等」は除く）。非上場会社の新株予約権などの時価をもって貸借対照表価額とする金融商品の場合には、時価の変動が純資産に反映される。また、ゴルフ

会員権や敷金などの貸借対照表上は時価の変動を反映しないものについては、時価を注記する。

- 金融商品及びトレーディング目的で保有する棚卸資産の時価に関する時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記する。

#### 4. 適用時期

原則として 2022 年 3 月期の期首から適用する。ただし、2021 年 3 月期の期首から適用することもできる。また、2020 年 3 月期の期末から適用することができる。

#### 5. 時価の定義

改正前の金融商品の時価等の開示に関する適用指針では、市場価格に基づく価額と、合理的に算定された価額から構成されるのが「時価」とされていた。しかし、時価算定会計基準では、「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格と定義されている。

時価に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

- ① 時価の算定は、市場を基礎としたものであり、対象となる企業に固有のものではない。
- ② 時価は、直接観察可能であるかどうかに関わらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格（資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格）であり、入口価格（交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格）ではない。
- ③ 同一の資産又は負債の価格が観察できない場合に用いる評価技法には、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。ただし、観察可能なインプット（レベル 1 のインプット及びレベル 2 のインプット）のみを使用することによっても時価を適切に算定することにはならず、観察可能なインプットを調整する必要がある状況があるため、インプットの観察可能性のみがインプットを選択する際に適用される唯一の判断規準ではなく、観察可能なインプットのうち関連性のあるものを最大限利用することとしている。
- ④ 時価を算定するにあたっては、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際の仮定を用いるが、資産の保有や負債の決済又は履行に関する企業の意図は反映しない。

時価の定義の変更併せて、その他の関連する次の取扱いも変更となっている。

その他有価証券の決算時の時価として、期末前市場価格の 1 ヶ月平均価額を用いることが認められていたが、時価は算定日における価格とされたため認められない。ただし、その他有価証券の減損判定における著しい下落の判定において、1 ヶ月平均価額を継続して使用することは認められる。

#### 6. 時価の算定方法

時価は、「評価技法」に「インプット」を投入することにより算定される。以下は、評価技法とインプットの概要である。

##### ① 評価技法

例えばマーケット・アプローチやインカム・アプローチといった評価技法がある。また、評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察



できないインプットの利用を最小限にする。

## ② インプット

市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定をいう。インプットは、観察可能なインプットと観察できないインプットにより構成される。

インプットはさらに、レベル1からレベル3に区分されて、レベル1が最も優先順位が高い。

### 7. 第三者から入手した相場価格の利用

取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができる。

### 8. 市場価格のない株式等の取扱い

観察可能なインプットが入手できない場合でも、入手できる最良の情報を用いて時価を算定するため、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されないとして、当該規定は削除されている。

ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする。

### 9. 開示

金融商品の時価等の開示に関する適用指針では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項を開示する必要がある。具体的には以下のとおりである。

項目	B/S 上時価評価			注記のみ時価		
	Lv1	Lv2	Lv3	Lv1	Lv2	Lv3
時価のレベルごとの残高	○	○	○	○	○	○
時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明		○	○		○	○
時価の算定に用いる評価技法又はその適用の変更の旨及びその理由		○	○		○	○
時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報			○			
期首残高から期末残高への調整表			○			
企業の評価プロセスの説明			○			
重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明			○			

## 開示府令の改正

企業の情報開示の高度化を目指し、2019年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下、「開示府令」という）が改正された。改正の背景には企業内容等の開示の趣旨について適切な理解が深まることや、開示への取り組みが進展することが期待されていることがある。よって企業情報の開示について、開示の考え方、望ましい開示の内容や取り組み方を示すものであり、開示事項を新たに加えるものではない。

開示府令の改正のポイントは、以下の3つとなる。

- ① 「財務情報」及び「記述情報」の充実
- ② 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供
- ③ 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取り組み

このうち、②は主に2019年3月31日以後に終了する事業年度より原則適用であり、①・③については2020年3月31日以後に終了する事業年度より原則適用される（早期適用有り）。

主な改正項目と、その内容は以下のとおりである。

有価証券報告書の記載項目	改正内容
① 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	経営者の認識の説明を含めた記載
② 事業等のリスク	主要なリスクの記載
③ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (MD&A)	経営方針等との関連づけ、会計上の見積りに関する情報
④ コーポレートガバナンスの概要	基本方針を定めている場合の記載
⑤ 監査役監査の状況	監査役会等の活動状況
⑥ 会計監査の状況	監査法人の継続監査期間 ネットワークベースの報酬額（前期、経過措置を適用した場合）

## 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等の記載上の注意

経営方針、経営環境及び対処すべき課題等について、開示府令の記載内容及び注意事項は以下のとおりである。

項目	記載内容及び注意事項
経営方針・経営戦略等	経営環境（たとえば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、「事業の内容」と関連付けて、具体的に記載する。



	また、セグメント別に経営方針・経営戦略等を定めている場合には、セグメント情報と関連付けて記載を行うことが望ましい。さらに、企業の経営内容に即して資本コストについても記載することが期待されている。
優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題	その内容・対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載する。 また、経営方針・経営戦略等との関連性の程度や、重要性の判断等を踏まえて記載することが望ましい。
経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標(KPI)等	KPI がある場合にはその内容を記載する。 また、KPI には財務上の指標のほか、契約率等の非財務指標も含まれる。

2. 事業等のリスクの記載上の注意

事業等のリスクについて、開示府令の記載内容及び注意事項は以下のとおりである。

項目	記載内容及び注意事項
事業等のリスク	<p>企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に重要な影響を与える可能性があるとして経営者が認識している主要なリスクについて、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、顕在化した場合に経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載する。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、わかりやすく記載する。</p> <p>また、開示においては一般的なリスクの羅列ではなく投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を具体的に記載する。その際、取締役会や経営会議において、そのリスクが企業の将来の経営成績等に与える影響の程度や発生の蓋然性に応じて、それぞれのリスクの重要性をどのように判断しているかについて説明することが期待されている。</p> <p>その他、リスクの記載の順序については、時々の経営環境に応じ、経営方針・経営戦略等との関連性の程度等を踏まえ、取締役会や経営会議における重要</p>

	度の判断を反映することが望ましい。
--	-------------------

### 3. MD&A の記載上の注意

MD&A について、開示府令の記載内容及び注意事項は以下のとおりである。

項目	記載内容及び注意事項
MD&A に共通する事項	<p>経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を、経営方針・経営戦略等の内容のほか、有価証券報告書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載する。</p> <p>記載にあたっては、単に財務情報の数値の増減を説明するにとどまらず、事業全体とセグメント情報のそれぞれについて、「当期における主な取組み」、「当期の実績」、「増減の背景や原因についての深度ある分析」、「その他、当期の業績に特に影響を与えた事象」について、認識している足許の傾向も含めて、経営者の評価を提供することが期待される。</p> <p>また、KPI と関連付けた開示を行うことが望ましい。</p>
キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容、資本の財源及び資金の流動性に係る情報	<p>資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な用途を含む資金需要の動向についての経営者の認識を含めて記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>また、以下の点について記載することが有用となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金需要の動向に関する経営者の認識の説明にあたっては、企業が得た資金をどのように成長投資、手元資金、株主還元に分けるかについて、経営者の考え方を記載する。</li> <li>・成長投資への支出については、経営方針・経営戦略等と関連付けて、設備投資や研究開発費を含めて説明する。</li> <li>・株主還元への支出については、目標とする水準が設定されている場合には、配当政策など、他の関連する開示項目と関連付けて説明する。</li> <li>・緊急の資金需要のために保有する金額の水準とそ</li> </ul>

	<p>の考え方を明示するなど、現金及び現金同等物の保有の必要性について投資家が理解できる適切な説明をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金調達の方法については、資金需要を満たすための資金が営業活動によって得られるのか、銀行借入、社債発行や株式発行等による調達が必要なのかを具体的に記載し、資金調達についての方針を定めている場合には、併せて記載する。</li> <li>・資本コストに関する企業の定義や考え方について、上記の内容とともに説明する。</li> </ul>
重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定	<p>財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、会計方針を補足する情報を記載する。</p>

#### 4. 監査役監査及び会計監査の状況の記載上の注意

監査役監査及び会計監査の状況について、開示府令の記載内容は以下のとおりである。

項目	記載内容
監査役監査の状況	<p>監査役及び監査役会の活動状況（監査役会等の開催頻度、主な検討事項、個々の監査役等の出席状況、常勤の監査役の活動等）について追加して記載する。</p>
会計監査の状況	<p>監査人の継続監査期間について追加して開示する。 監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容について追加して記載する。</p>

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的見解であることを申し添えます。

以上